

〔6番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

1つ目、民泊事業について。近年、観光需要の回復や多様な宿泊のニーズの高まりにより、全国的に市街地では空き家がいつの間にか民泊となっている。宿泊需要に対応しきれないホテルや旅館の受け皿として、個人事業者の民泊参入が相次いでいる。民泊は、一般住宅の空き部屋を有料で提供するものです。民泊は、旅館業法に基づく簡易宿所許可ではなく、住宅宿泊事業法（民泊新法）に基づいて営業するが、年間180日以内と決められています。飛騨市においても、空き家の有効活用や観光振興の観点から、民泊は地域に新たな可能性をもたらす一方、生活環境との調和や運営の在り方について、一定の課題があるように思います。民泊は明確なルールや行政関与がなければ、地域住民との間に不安や誤解を生じさせる恐れがある一方で、適切なルール整備がなされれば、地域と共存しながら活用できる制度であると考えます。

そこで今回は、飛騨市における民泊が普及しつつある中で、現状の課題、そして今後の対応について市の考えを伺いたいと思います。

1つ目、市の民泊施設の現状把握は。私は、神岡町の知人より、近くに民泊をするらしく空き家のリフォームが行われているとか、古川町でもリフォームしてるけど民泊らしい。また最近、同じく古川町である町内周辺の空き家数件が民泊になるらしいとの話を伺いました。住宅宿泊事業法（民泊新法）による届出では、事前準備の中に近隣住民への説明とあります。神岡町や古川町も住民説明がされていないように思いますので、市内における市が把握している民泊事業の実態や件数、また、市として把握している住民からの声や懸念事項について、どのように認識しているのか伺います。

2つ目、民泊による問題点。全国的に民泊が増加しているが、やはり宿泊者による迷惑行為が問題となっています。例えば、1つは騒音やマナー違反が最も多いトラブルで、深夜・早朝の話し声やパーティー騒音、スーツケースを引く音など。2つ目はごみ出しや環境問題で、住宅地で深刻なのがごみの分別が守られない、指定日以外にごみを出す、ごみ集積所の容量オーバーなど。3つ目は防犯や安全面への不安で、知らない人が頻繁に出入りすること自体が不安要素になっている。そのほかに無人営業の民泊で多いのが、管理者に連絡がつかない、トラブル時に対応してくれないなど、民泊を地域に根付かせ、住民が安心して受入れ、事業者も適切に運営ができる環境を整え、市として地域との調和を図るため、今後増えると思われる民泊事業の予防的観点から市独自のルールを検討すべきではないでしょうか。お考えを伺います。

3つ目、民泊事業の推進は。個人的には、民泊事業の運営ができる環境が整えば、増えることはいいことであると思います。また、市民の皆さんにも理解が得られると思っています。民泊は仕事を持った人にとっては、ホテルよりもプライバシーが確保され、キッチンや洗濯機など生活機能が整った民泊施設は魅力的な選択とされています。また最近、テレワークの普及やワーケーション文化の浸透により、滞在先として民泊を選ぶ利用者が増加しているそうです。4月には大学が開学し、また、令和9年には駅裏に商業施設ができる予定で、大いに賑わいを期待するところです。今まで飛騨市には宿泊施設が少なく、訪日外国人や国内観光客も飛騨市以外に宿泊

していたものが、飛騨市に宿泊することで活気あふれる町になると期待しています。市として、民泊事業の推進をどのように捉えているか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

民泊事業について御質問いただきました。まず1点目の、市の民泊施設の現状把握についてお答えいたします。最初に、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法に基づく民泊と、旅館業法に基づく簡易宿所は運営形態が似ていることから、双方の違いについて御説明申し上げます。民泊はあくまで宿泊料を受けて人を宿泊させる住宅を指すのに対し、簡易宿所は専ら宿泊を目的とした施設を指します。そのため、民泊は一般の住宅を活用し、年間営業日数が180日以内に制限されております。また、簡易宿所が県の許可制であるのに対し、民泊は県への届出制となっており、民泊のほうが開業のハードルが低いという特徴がございます。

次に、市内の民泊の状況についてお答えいたします。民泊は、事業者が県知事へ届出を行った後、県から市へ文書で通知される仕組みとなっております。令和8年1月31日現在の県の公表データによりますと、県内全体で293件の届出があるうち、本市の届出件数は15件となっております。ちなみに、高山市ではインバウンドの増加に伴い61件の届出があり、簡易宿所を含めると360件以上と急激に増加しているそうです。全容把握が難しく、ごみや騒音に関する苦情、市民からの不安の声も増えつつあると伺っております。

飛騨市につきましては、県から通知のあった施設へ職員が赴くなど、詳細な情報把握に努めておりまして、現時点で民泊に関する大きな苦情は入っておりません。しかし、議員御指摘のとおり、住民の皆様が事前の説明不足により不安を感じておられることは課題であると認識しております。そのため、市といたしましては高山市などと連携しながら、監督機関である県に対し、県作成の「住宅宿泊事業の手引き」に基づく近隣住民への事前説明や適切なルール遵守を事業者徹底させるよう働きかけたいと考えております。

次に、2点目の民泊による問題点についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、全国的に騒音やごみ出し、防犯面での不安といったトラブルが顕在化していることは、本市としても十分に承知しておりまして、先ほど申し上げました高山市の例もでございます。市内の状況を不動産事業者へヒアリングしましたところ、隣接する高山市の地価高騰の影響もあり、古川町のJR沿線などでの空き家に関する問合せが急増しているとの情報を得ております。こうした状況を踏まえ、市では令和7年11月に民泊問題に精通された立教大学観光学部准教授の西川先生をお招きし、全国の自治体事例を学ぶ勉強会を開催したところでございます。

今後の市独自のルール検討につきましては、県が監督機関であることや、現在のところ市内で大きな問題が発生していない状況を鑑み、まずは既存ルールの徹底と状況把握を優先してまいります。今後も状況を注視し、地域住民の皆様のお安心と観光振興が調和した環境づくりに努めてまいります。

次に、3点目の民泊事業の推進についてお答えいたします。宿泊ニーズの多様化やテレワークの普及に伴い、キッチンや生活機能を備えた民泊施設は、国内外の観光客にとって魅力的な選択

肢となっております。市といたしましては、民泊事業を否定するものではなく、健全な民泊事業者は地域活性化に寄与する可能性を秘めていると考えております。特に、民泊やゲストハウスなどの多様な宿泊形態は、インバウンド客をはじめとする新たな滞在層の取り込みに資するものと考えております。また、空き家が適切にイノベーションされ、活用されることは、空き家対策のみならず本市の貴重な町並み景観の保全につながるという側面もございます。大学開学や駅東の商業施設整備など、本市が大きな転換期を迎える中、宿泊キャパシティの拡充は活気あふれるまちづくりの鍵となりえます。重要なのは運営においてルールが守られるかどうかです。県が作成しました住宅宿泊事業の手引きに記載された事項を遵守し、地域住民と誠実に向き合う事業者に対しては、市としても積極的に応援し、健全な民泊事業の発展を後押ししてまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

まず1つなんですが、民泊事業というのは県への届出ということで、市は直接関与しないということなんですが、実際何かトラブルがあったときは、結局迷惑を被るのが市民なんですよね。なので、全国的なルールはあると思いますが、旅館とかホテルは例えばロビーがあったり、旅館の家主の方がいらっしゃるんですけど、民泊でも家主が住んでいてそこに民泊するパターンと、まるっきり家主がいない民泊、フリーに出入りできる場所があって、先ほど言いましたように特に問題なのはそういった家主がいない民泊では、騒音だとか騒ぐだとか、ごみのルールを守らないとか、そういったことがあるんで、やはり県とはいいながら市民の皆さんが何かトラブルあったとき、特にごみの集積なんかは近所の方が結局片付けたりするのをよく報道で見るとですね。だから、届出は県でありますけども、市独自のルールづくり、特に民泊をやる事業者の方にそういったルールを守らせる何か明確なものは作ることはできませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

市独自のルール設定をということですが、この民泊新法の場合はですね、その自治体による上乘せの規制といいますのは、都道府県もしくは保健所設置市ができることに法律で決まっております。ですので、飛騨市の場合ですと岐阜県が独自に規制を加えるような条例を作っていたらかなければ、そういったことが法令的にはできないという仕組みになっておりますので、今後の状況をよく見ながら県での厳しい規制が必要なようであれば、そういったことを働きかけていきたいと考えております。

ちなみに、岐阜県の場合は岐阜県住宅宿泊事業条例という条例は一応設けてありまして、その中で民泊の事業者が宿泊者に対して周辺地域の生活関係への悪影響の防止に関し必要な事項をちゃんと説明しなければならないですとか、周辺地域の住民から苦情があった場合には県が宿泊者へ注意をしたり、改善されない場合は退去を求めることができるといったような条項は設けられておりますけれども、すごく厳しいものではなく、努力義務といったような規定になっております。そういったことも考え合わせながら、今後の状況等を考え合わせて、県へも強く働きかけをしていきたいと思っております。

## ○6番（上ヶ吹豊孝）

確かに私も県の民泊の条例を見させていただきました。うたってあることはごもっともなんですけども、例えば飛騨市で民泊の苦情が出たときに、県がすぐ対応してくれるというのはちょっと疑問なんですよね。やはり市にそういった窓口があれば住民の方も安心するんだと思いますけども、民泊が始まって何かトラブルあったときに、住民の方はどこへ相談していいのかも分からないと思うので、民泊に対する窓口を設けるような検討はされないのでしょうか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □商工観光部長（畑上あづさ）

通常、観光客の方の宿泊に関しますことと、大体まちづくり観光課にどんなお話も入ってきますので、万が一そういった苦情に関することがあった場合は、当然、まちづくり観光課に一報はあると思われまますので、それを受けたところですので岐阜県飛騨保健所に連絡をして対応いただくなど、そこは速やかに対応していきたいと思っておりますし、先ほど答弁で申し上げましたように、届出を受けましたところで職員が現地へまいりまして、事業者の方と接点ができれば、当然周りの御近所への説明をしっかりと徹底していただくことなどはお願いしておりますけれども、そういったことをしっかりと取り組みながら、御近所の皆様に御迷惑がかからないように、御理解いただけるようなことをやっていきたいと思っております。

## ○6番（上ヶ吹豊孝）

今、部長がおっしゃった住民への説明ということで書かせてもらったんですけど、私知る限りでは神岡町で1件、古川町で2件と聞いたんですけども、結局住民の方はそういった事業をやられる方の説明じゃなくて、大工さんが来ているので「何ですか。」と聞いたら、「どうも民泊らしい。」ぐらい、大工さんもその程度しか説明がなくて、物事は進むけど事業者の方は説明にも来ないと。そういったことで大工さんに言っても、何ももちが明かないのでっていうことだったんですね。今聞いたら飛騨市に15件も民泊事業があるということで、市役所として説明がなされたかどうかの把握っていうのはされてるのか、まだ全然住民の方に説明がされていないから今後進めるということなのかお聞きします。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □商工観光部長（畑上あづさ）

現在は事業者の方とコンタクトができたところに関しては御説明をされているかどうかとか、まだなようでしたらちゃんとしていただくようお話はしておりますけれども、いかんせん届出があつてからでないと分かりませんし、住所と事業者の名前しか分からないっていうところがあつて、御自宅等で開業されてる場合はいいんですけれども、事業者が別のところにお住まいの場合ですとコンタクトを取ることにちょっと時間がかかったりする場合がありますので、そこはたびたび連絡を取る努力を重ねながら、しっかりと市としても把握できるように進めていきたいと思っております。

## ○6番（上ヶ吹豊孝）

民泊っていうのは、これから全国的にどこも増えてくると思いますね。それで、事前の住民へ

の理解が得られないものですから、飛騨市でも民泊っていうと何か悪いイメージ、音がして、ごみは捨てていく、たばこのポイ捨てをするっていうイメージがあるので、民泊自体が悪い宿泊施設のようなイメージがありますので、とにかく県の民泊の条例を見ますと、1番に準備する前に近隣住民への説明っていうふうに、準備段階で書いてありますよね。ですから、幾ら届出があっても、恐らく県からはこういった話があるってことは、当然飛騨市にも来ると思います。そのときにしっかり住民への説明をとということをお願いしたいと思います。

それと、私が一番心配してるのは、先ほども言いましたけど、民泊でも家主がいない宿泊施設がありますよね。24時間出入りができて自分の家のように使うものですから、犯罪組織が利用して都道府県を転々とするというような事件も最近ありました。幾らそういう民泊であってもルールを決めて、例えば門限を決めるだとかしないとそういった犯罪の温床になるような気がするんで、24時間自由に出入りするんじゃなくて門限を設ける。夜中キャリーバックを引く音で睡眠不足だとか、そういったこともあるようですので、飛騨市民を守る意味でもぜひその辺の検討をしていただきたいというふうに思っております。

最後ですが、民泊事業はこれから伸びると思っております。地域住民の方の理解の元で伸びていく事業だと思いますので、ぜひ市民の方が民泊が来るといって拒絶反応起こさないような取組をしていただきたいというふうに思っております。

それでは2つ目の質問をいたします。市有施設のLED照明化について。令和5年11月にスイス・ジュネーブで開催された水銀に関する水俣条約締約国会議で、2027年末までの蛍光灯の製造禁止が決まりました。それにより、今年の9月末までで製造を終了予定の国内メーカーもあり、これまで以上にLED化を急ぐ必要が出てきました。

世界的にLEDの需要が急増するので、世界的な資材不足に陥る可能性があるそうです。全国で一斉にLEDへの転換が始まれば、資材不足と価格高騰が起こることが懸念されます。特に、自治体が所有する施設には学校や病院、公共の公民館、体育館など点灯が許されないものが多いです。飛騨市においてもゼロカーボンシティ宣言により、市所有施設における照明のLED化工事を進めています。行政運営に欠かせない庁舎や市民利用が多い施設から順次LED化を進め、計画的な整備を実施するため予算化されています。今回の蛍光灯製造禁止に向けて、今後の市の対応について伺います。

1つ目、LED化の進捗状況は。LEDは従来の蛍光灯に比べて約86%もの節電効果があると言われてます。また、寿命も長く、一般的に8年から10年程度の使用が可能で、交換頻度が減り、廃棄物の削減にも貢献し、電気料金の削減と地球温暖化対策にもなります。市では令和6年度は約2,100万円、令和7年度は1億100万円、市所有施設のLED化工事を実施し、令和8年度予算でも約7,100万円計上され、市所有施設のLED化工事が実施されようとしています。令和8年度予算で工事が実施された場合、市所有施設のLED化工事の進捗状況を伺います。これは今まで全体で何%を終了したかということです。また、今後もLED化工事が残っていれば、完了時期はいつ頃になりますか。

2つ目、市民への周知について。照明工業会が発表している1万人を対象としたインターネット調査では、2027年末で蛍光灯の製造と輸出入が禁止になることを知っていますかとの問いに対して、「知らない」と回答した方が86.4%を占めたそうです。多くの人々がまだこの重要性

を認識していないことが明らかです。蛍光灯の2027年問題は生産終了であり、既に設置されている蛍光灯を直ちに交換する必要はありません。つまり、現在使っている蛍光灯は切れるまで使用が可能です。しかし今後、交換用の蛍光灯が入手困難になり、価格が高騰するリスクもあり、早めの対策を検討する必要があると思います。市民の皆さんがどの程度、蛍光灯が製造中止になることを認識されているか分かりませんが、市として市民の皆さんに2027年末で蛍光灯の製造が中止になることをお知らせすることが必要ではないでしょうか。市の対応を伺います。

3つ目、市民への交換支援策は。物価高騰の中、LED照明への交換費用は、市民の皆さんや事業者の方にも相当の経費負担となります。蛍光灯をLEDに交換する際、器具によっては工事不要で簡単に安価に交換できるものや、電気工事が必要なケースでは工事費が発生します。そこで飛騨市のゼロカーボンシティ宣言の推進の観点から、今進めている省エネ家電製品への買替え支援では、購入費用の4分の1、上限5万円の補助がありますが、照明家電に特化した補助率を上げ、早期の交換を推進する必要があると思います。購入費用の上限金額の増額などの検討をされてはどうかと思いますが、市の考えを伺います。

4つ目、LED化による電気代の削減額は。飛騨市が進めている公共施設や街灯のLED化工事で、令和7年度末まで概算でどれくらいの電気代が削減されたのか。また、飛騨市の公共施設や街灯全てがLED化照明工事を完了した場合、市として年間予想される電気代の削減額をお示してください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

私からは、1点目のLED化の進捗状況及び今後の完成時期についてお答えいたします。

本市では令和5年度からLED化に着手し、まず市役所本庁舎のLED化を実施いたしました。続いて、令和6年度には神岡振興事務所、古川消防署、飛騨市民病院、古川・神岡両浄化センター。令和7年度には市役所西庁舎、ハートピア古川、図書館施設、古川消防署北分署へ順次拡大をしてまいりました。令和8年度につきましては、議場、市内全小学校、火葬場、古川トレーニングセンターなどへの着手を予定しております。令和8年度末においては、施設数ベースでLED化対象の216施設のうち約12%が完了する見込みでございます。財源につきましては、主に脱炭素化推進事業債を活用しております。この事業債は、環境負荷軽減を目的としたものでございますが、交付税措置は50%と限定的なものでありまして、市の実質負担も比較的大きくなります。こうした事情から、全ての対象施設を短期間で一斉に更新することは財政的に困難であるため、特に電力使用量の多い行政施設、学校、子育て支援施設など、削減効果の高い施設を優先的に実施しております。

また、対象施設には将来的に統廃合や施設の在り方検討が必要なものも含まれております。このため、LED化の完了時期については、一律に定めることなく、施設の重要度、利用状況、財政状況を踏まえながら段階的に進めるとともに、さらに一部の施設については、消耗品の備蓄による維持管理を選択肢に含めるなどして、効率的な運用に努めてまいります。

なお、脱炭素化推進事業債は期間が令和12年度まで延長されました。これを踏まえまして、本

事業債を有効に活用し、財政負担を抑制しつつ着実に事業を進めてまいります。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 谷口正樹 登壇〕

□環境水道部長（谷口正樹）

2点目の市民への周知から、4点目のLED化による電気代の削減額についてまとめてお答えします。

まず2点目の市民への周知についてですが、議員御指摘のとおり水銀に関する水俣条約第5回締約国会議での決定に基づき、一般照明用蛍光灯の製造及び輸出入は令和9年度末で廃止されます。これを受けて環境省では、計画的な交換を呼びかけるポスターやチラシを自治体を通じて配布しております。市としましても、これらのポスター掲示やチラシ配布による広報を実施するとともに、市独自では令和6年5月にホームページ及びSNS、令和7年10月に再度ホームページでの周知活動を実施しています。今後は廃止期限が迫っていることから、こうした広報活動をより小まめに行っていく考えです。

次に、3点目の市民への支援策についてお答えします。まず飛騨市では、自治体会等に対してLEDへの交換支援策として、自治会等が所有する集会施設の整備に対し補助率2分の1、上限200万円の補助金。また、同じく自治会が維持する防犯灯1灯につき補助率3分の1、上限7,000円の補助を行っております。さらに、議員御指摘のとおり市民向けには省エネ性能に優れた家電製品の買替え支援策として、令和4年度から工事費を除く購入金額の4分の1、上限5万円を補助しております。対象品目は、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、照明器具です。過去の交付実績は、令和4年度119件中LED27件、令和5年度111件中LED11件、令和6年度105件中LED23件、令和7年度1月末時点では73件中LED16件となっております。令和7年度のLED補助申請の平均補助額は1万7,000円となっております。県内で同様の補助制度を設けている市は下呂市と関市ですが、いずれも補助率2分の1、上限1万円であるため、飛騨市の支援策は手厚いものと考えており、上限額の増額は予定しておりません。

最後に、4点目のLED化による電気代の削減額についてお答えします。市役所本庁舎、神岡振興事務所、古川消防署、古川・神岡両浄化センターにおける改修前の令和4年度または令和5年度と、改修後の令和7年度の4月から1月までの使用料を比較しました。神岡浄化センターでは、電気使用量が34万7,761キロワットアワーから28万3,073キロワットアワーに減少し、6万4,688キロワットアワー、19%の削減。電気料は933万7,000円から814万2,000円で111万9,500円、13%の削減となりました。古川浄化センターでは、電気使用量が約3万6,000キロワットアワー、5%減少しましたが、電気料金は90万6,000円、6%増加となりました。これは電力会社の単価上昇によるもので、市役所本庁舎も同様の契約のため、同じ現象が見られます。古川消防署では、電気使用量が約2,752キロワットアワー、4%増加し、電気料金は31万3,000円、13%増加しております。これは改修に伴い、冬季の暖房を灯油から電気に変更したためです。神岡振興事務所にも同様に、電気使用量が増加しています。

以上の結果から、LED化による削減効果は電力単価の変動や暖房方式の変更など、建物改修

のほかの要因で電気使用量が増加する場合もあるため、電気料金の削減額を一概にお示しすることはできません。また、建物の使用状況により電気使用量の変動するため、削減額を明確に示すことは難しい状況です。しかしながら、あえて使用状況が同じ防犯灯で電力単価の変動がないと仮定した場合に試算いたしますと、古川町内の行政区等が管理する防犯灯1,955本において、従来の防犯灯で552万7,000円かかっていた電気料金が318万9,000円となり、233万8,000円、41%の削減が予測されます。いずれにしましても、公共施設における温室効果ガス削減は喫緊の課題であり、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指して取り組んでまいります。

〔環境水道部長 谷口正樹 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

まず、216施設でまだ12%の完了、恐らくこれは先ほど岡田部長から説明があったように大きいもの、どうしても必要なものだと思っておりますのでいいんですけども、完了時期っていうのは、まだ先が長いので想定できないということですのでよろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議員御指摘のとおり今からどうするかっていうことを、施設の在り方検討もごさいますし施設の利用状況も加味しながらやっていきますので、何年度までにというような明確な期限は定めておりません。

○6番（上ヶ吹豊孝）

ただ、今蛍光灯が廃止になってLED化になるんですけども、御存じのようにLEDはレアアースを使っていますし、今輸入も困難ということもあります。それと世界中でLEDの需要が高まるということで、価格が相当高騰すると言われてますよね。そうした場合、今交付税措置が50%、持ち出しが50%あるということなんですけど、それを考えると多少市の真水を使ってでも進めたほうが将来的にコストダウンになるんじゃないかというふうに思っていますけど、先ほど施設の統廃合とかいろいろあるというふうに言われましたけど、まだ12%しか完了していないということは、まだまだ必ず更新しなければならないという施設もあると思いますけども、LED化の高騰分を検討した場合、先行して工事を進めるというお考えはないんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

12%はあくまでも施設数ベースになりますので、LEDの数がこれだけあって12%というものではないということをお話させていただきますと、確かに議員御指摘のとおり早くできればいいと思いますが、今ほどの財源の問題がありますので、先ほどの脱炭素化事業債のほうで12年まで延びましたので、それをやっぱり有効活用しながら、そのときの状況を見ながら進めていくっていうことがどうしても必要になってくると思っております。先ほど環境水道部長から答弁がありましたように、電気料金によっても影響されてくるということをお踏まえますと、計画的に一気にやってしまうということは非常に難しいんじゃないかというふうに捉えております。

## ○6番（上ヶ吹豊孝）

分かりました。あと、今ほど市民の周知のことで、令和6と令和7年度に市民への周知をしたというふうに言われましたけども、大変申し訳ないんですけど、私はそれがあったかどうか確認してなくて、要は広報に載せたから完了じゃなくて、やはり皆さんが理解してもらわないと幾ら何回出しても周知されなければ一緒だと思います。特にこういったLEDじゃなくて蛍光灯を使っている世帯というのは、高齢者世帯の方が多いと思います。そうすると紙面を見る機会も恐らく少ないんじゃないかと思いますので、やはりこれは出したからいいじゃなくて、周知して分かってもらうことが前提だと思いますので、今後、特に高齢者向けに周知するとか、回覧板も見ないのでどういった方法があるか分かりませんが、もう少し何か皆さんに周知するような検討をしていただけないか伺います。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □環境水道部長（谷口正樹）

4月の頭に区長回覧がございますので、そこでは一旦入れる予定でございます。また、それでもなお周知が必要ということであれば、前向きに検討させていただきます。

## ○6番（上ヶ吹豊孝）

今環境水道部長が言われたように4月にあるということでもいいんですが、やはり配布した後にちゃんと確認できたかのチェックまでできればお願いしたいというふうに思います。

あと私が一番心配してるのは、こういった新しいことが出てくるとよくあるのが詐欺ですよ。高齢者の方に本当は簡単に替えられるものを電気工事まで含めた工事をしないとイケないとか、そういった悪徳業者が出てくることは間違いないと思います。それで、例えば市民の方で心配な方は、市の業者と市が連携して調査・見積もりをしていただくような、そういった考えを持っていただけませんか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □環境水道部長（谷口正樹）

詐欺とかそういった悪徳商法が当然出て来るかもしれませんが、そういった際には当然私どものほうに問合せをいただきまして、こういった事例があったということをまずはお知らせいただきたいと思います。その中で、もし私どものほうで対策できることがあれば対策をしていきたいというふうに考えております。

## ○6番（上ヶ吹豊孝）

起きてからでは何もならないので、事前にそういった世帯への周知をお願いしたいというふうに思っております。

あと補助の件なんですけど、今ほど言いましたように蛍光灯のままでいる世帯というのは、どうしても高齢世帯とか低所得者世帯の方が多いのではないかとこのように私は想像してますけども、例えば高齢者宅とか低所得者世帯に特化した補助率を上げるというような検討はしていただけないですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

先ほども答弁いたしましたように他市に比べて補助金は出しておるほうだということを考えておりますし、高齢者の方がどれだけいらっしゃるかということまでは調査しておりませんし、そういったニーズがあるのかどうかもまだ分かりませんので、もしそういった御要望があるようでしたら検討はしますが、ただ、直ちにできるものではないということだけ御理解いただきたいと思えます。

○6番（上ヶ吹豊孝）

蛍光灯って寿命が短いので、例えば高齢者世帯の方が夏に暑いけども電気代が高いのでエアコンをつけなくて亡くなるということもありましたし、今回の蛍光灯も我慢して真っ暗なところで生活するなんてこともあり得るかもしれません。高齢者世帯というのはすぐ分かると思えますので、区長配布のアンケートでもいいのでぜひ把握していただいて、補助金が出るのかどうかは分かりませんが、そういった現状を把握することが重要じゃないかと思えます。もう1年切っていますので、市民への調査、特に高齢者世帯の調査というのはできませんか。もう一度お願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

今年度の予算で計上しておりますけども、エアコンの購入に関しまして高齢者の方に限定したもの、新規のものも今回追加しております。その中でLED化はどうですかというようなことは、もし申請があった場合にうちのほうから確認することはできますので、その程度は最低でもやらせていただきたいと思いますと考えております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

照明がなくてはちょっと生活ができないんで、我慢することのないように。それと、例えば高齢者世帯で全部の部屋をというんじゃなくて、最低限生活の範囲内の照明だけでも補助金のアップをしていただければというふうに思っていますので、ぜひ検討をよろしくお願いします。

こういった質問をすると、皆さん慌てて蛍光灯がなくなるのでということで心配されるんで、やっぱり市のほうからは過度な心配をしないように明確に伝えて、そういった悪徳業者に気をつけるとか、不安を軽減するようなアナウンスをしていただきたいと思いますというふうに思いますのでよろしくお願いします。これで一般質問を終わります。

〔6番 上ヶ吹豊孝 着席〕